

健康保険・厚生年金保険 資格等取得（喪失）連絡票

- 下記の者は、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格を取得(喪失)したことを連絡します。
下記の者は、健康保険の被扶養者として認定(認定を抹消)されたことを連絡します。
(該当欄にレを記入して下さい。)

令和3年 7月 1日

所在地 岐阜県羽島市竹鼻町 57 番地
事業所 名称 羽島市株式会社
代表者 羽島 一郎
TEL 058-392-1111(担当者 羽島)

被保険者	氏名	羽島 太郎	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭・平・令 30年 1月 1日	
	住所	羽島市竹鼻町 5 5 番地		性別	<input type="checkbox"/> 男・女
	資格取得(喪失)年月日 (退職年月日)	取得 平成 30年 1月 1日	喪失 令和 3年 7月 1日 (退職 令和 3年 6月 30日)		
	健康保険の被保険者等記号・番号	00000000			
	年金手帳の基礎年金番号	0000-000000			
被扶養者	氏名	生年月日	続柄	被扶養者の認定(認定抹消)年月日	被保険者退職以外のときの抹消理由
	羽島 花子	<input type="checkbox"/> 昭・平 31年 1月 1日	配偶者	認定 令和 3年 7月 1日 <input type="checkbox"/> 抹消	
		<input type="checkbox"/> 昭・平 年 月 日		認定 令和 年 月 日 抹消 年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 昭・平 年 月 日		認定 令和 年 月 日 抹消 年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 昭・平 年 月 日		認定 令和 年 月 日 抹消 年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 昭・平 年 月 日		認定 令和 年 月 日 抹消 年 月 日	

【記入上の注意】

- 被保険者の欄の「資格の喪失年月日」は「退職年月日」の翌日を記入してください。
- 被扶養者がある場合は被扶養者の欄も記入してください。
- 被扶養者のみの認定(認定抹消)があったときは、被保険者の欄も記入してください。なお、被扶養者欄の「被扶養者の認定(認定抹消)年月日」は、社会保険事務所から送付される「健康保険被扶養者(異動)確認通知書」に基づき、記入してください。
- 被扶養者欄の「被保険者退職以外のときの抹消理由」は、退職以外に理由がある場合に記入してください。(例：被扶養者認定基準を上回る収入、被扶養者の就職 等)

国民健康保険・国民年金の市役所への資格届出

	こんなとき	国民健康保険	国民年金 (20 歳以上 60 歳未満)
従業員	就職したとき	資格喪失 (社会保険加入) ＜健康保険の被保険者になったとき＞	種別変更 (喪失) (1 号、3 号→2 号) ＜厚生年金保険の被保険者になったとき＞
		【持っていくもの】 ・個人番号が分かるもの ・国民健康保険被保険者証 ・健康保険被保険者証または資格等取得 (喪失) 連絡票	・届出の必要はありません。
従業員	退職したとき	資格取得 (社会保険離脱) ＜健康保険の被保険者でなくなったとき＞	種別変更 (取得) (2 号→1 号、3 号) ＜厚生年金保険の被保険者でなくなったとき＞
		【持っていくもの】 ・個人番号が分かるもの ・資格等取得 (喪失) 連絡票 (被扶養者のいる方は、その被扶養者の資格喪失日の記載があるものが必要です。)	【持っていくもの】 ＜1 号被保険者になるとき＞ ・年金手帳 ・資格等取得 (喪失) 連絡票 ＜3 号被保険者になるとき＞ ・配偶者の勤務する事業主への届出は必要ですが、市役所への届出は必要ありません。
従業員の家族	従業員の被扶養者 (年金は被扶養配偶者) になったとき	資格喪失 (社会保険加入) ＜健康保険の被保険者の被扶養者になったとき＞	種別変更 (喪失) (1 号、2 号→3 号) ＜厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者になったとき＞
		【持っていくもの】 ・個人番号が分かるもの ・国民健康保険被保険者証 ・健康保険被保険者証または資格等取得 (喪失) 連絡票	・事業主への届出は必要ですが、市役所への届出は必要ありません。
従業員の家族	従業員の被扶養者 (年金は被扶養配偶者) でなくなったとき	資格取得 (社会保険離脱) ＜健康保険の被保険者の被扶養者でなくなったとき＞	種別変更 (取得) (3 号→1 号、2 号) ＜厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき＞
		【持っていくもの】 ・個人番号が分かるもの ・資格等取得 (喪失) 連絡票	【持っていくもの】 ＜1 号被保険者になるとき＞ ・年金手帳 [従業員の家族分] ・資格等取得 (喪失) 連絡票 ＜2 号被保険者になるとき＞ ・届出の必要はありません。

〔注 1〕国民健康保険の資格取得喪失届出

- ① 退職 (健康保険任意継続被保険者になられた方は期限満了時)・就職等により国民健康保険の資格を取得・喪失した方の属する世帯主は、14 日以内に市役所への届出が必要です。
- ② 国民健康保険被保険者で老齢 (退職) 年金の受給権を取得した方及びその被扶養者の属する世帯主は、「年金証書」を添えて 14 日以内に市役所への届出が必要です。
- ③ 国民健康保険組合加入者については、その組合への届出が必要です。
- ④ 資格取得・喪失の届出が遅れると、国民健康保険税は資格を取得・喪失した時点まで遡って計算されます。また、医療費の全額が自己負担になる場合があります。

〔注 2〕国民年金の種別変更届出

- ① 国民年金の被保険者の種別
 - ・第 1 号被保険者 (1 号)・・・農業、自営業者など 2 号、3 号でない者
 - ・第 2 号被保険者 (2 号)・・・厚生年金、共済組合加入者
 - ・第 3 号被保険者 (3 号)・・・厚生年金、共済組合加入者の被扶養配偶者
- ② 退職 (健康保険任意継続被保険者になられた方を含む) 等により種別が第 1 号被保険者に変更することになる方は、14 日以内に市役所への届出が必要です。
- ③ 第 2 号被保険者の被扶養配偶者 (第 3 号被保険者) への変更は、「被扶養者 (異動) 届」との複写様式により、事業主を経由して年金事務所への届出が必要です。
- ④ 資格の変更の届出が遅れると、老齢年金の受給資格を満たすことができない場合があります。